

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	フリージア・マクロス株式会社
【英訳名】	FREESIA MACROSS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 一寸法師
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田六丁目 8 番 3 号
【電話番号】	03-5818-1522(代)
【事務連絡者氏名】	会計責任者 浅井 賢司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田六丁目 8 番 3 号
【電話番号】	03-5818-1522(代)
【事務連絡者氏名】	会計責任者 浅井 賢司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第72回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金0.05円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下、改正会社法といいます。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、定款について所要の見直しを行うものです。

改正会社法により、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものです。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

奥山一寸法師、佐々木ベジ、伊藤保彦及び久田利一を取締役(監査等委員である取締役を除く)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

神保智男、山崎正剛及び星野綾を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額5,500万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額1,500万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(注4)
第1号議案	332,360	1,210	-	(注)1	可決(99.63%)
第2号議案	332,849	721	-	(注)2	可決(99.78%)
第3号議案					
奥山 一寸法師	332,564	1,006	-	(注)3	可決(99.69%)
佐々木 ベジ	332,461	1,109	-	(注)3	可決(99.66%)
伊藤 保彦	332,461	1,109	-	(注)3	可決(99.66%)
久田 利一	332,461	1,109	-	(注)3	可決(99.66%)
第4号議案					
神保 智男	332,376	1,194	-	(注)3	可決(99.64%)
山崎 正剛	332,387	1,183	-	(注)3	可決(99.64%)
星野 綾	332,377	1,193	-	(注)3	可決(99.64%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(注4)
第5号議案	331,988	1,582	-	(注)1	可決 (99.52%)
第6号議案	331,899	1,658	-	(注)1	可決 (99.50%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成の割合は以下のとおり算出しております。

$$\text{賛成の割合} = \frac{\text{(前日までの事前行使分 + 当日出席の一部の株主)の議決権の賛成個数}}{\text{(前日までの事前行使分 + 当日出席の株主)の議決権個数}}$$

5. 第6号議案には、無効票が13個あります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上